

II.9.(1)特別徴収税額通知書 (特別徴収義務者用)

令和 8 年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

江戸川区

特別徴収税額					課税人員		非課税人員	
月 割 額	人 数	納 付 額			人 数	納 付 額		
	6月分				12月分			
	7月分				1月分			
	8月分				2月分			
	9月分				3月分			
	10月分				4月分			
	11月分				5月分			
(備考)								

地方税法第41条、第319条及び第321条の4（変更の場合は第321条の6）第1項並びに江戸川区特別区税条例第33条の規定によって、令和8年度給与所得等に係る特別区民税、都民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

この決定又は処分が不当な場合は、通知書を受け取った日の取り消しから起算して3か月以内の区長に対して審査請求をすることができる。特別救済裁判官の決定の取消しを求める際は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の取り消しから起算して6か月以内に区に報告して（区長が被告の代表者となります）。提起することができず。なお、処分の取り消しは、前記の審査請求に対する裁決を待たなければ提起することとされていることとは異なっていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がない場合、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため急迫の必要があるとき、③その他の裁決が不適当につき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分を取り消す訴えを提起することができます。

指定 番号		宛名 番号		市町村 コード	131237	受給者 番 号		特別徴収 税 額				納 付 額	6月分			10月分			2月分			(摘要)
住 所							氏 名				個 人 番 号			7月分			11月分			3月分		
													8月分				12月分			4月分		
													9月分				1月分			5月分		
													変更月	月								

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	131237	受給者 番 号		特別徴収 税 額			納 付 額	6月分			10月分			2月分			(摘要)
住 所					氏 名			個 人 番 号		7月分			11月分			3月分			
										8月分			12月分			4月分			
										9月分			1月分			5月分			
										変更月		月							

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	131237	受給者 番 号					特別徴収 税 額					納 付 額	6月分			10月分			2月分			(摘要)		
住				所				氏 名				個 人 番 号				7月分			11月分			3月分				
																8月分			12月分			4月分				
																9月分			1月分			5月分				
																変更月		月								

指定 番号		宛名 番号		市町村 コード	131237	受給者 番 号		特別徴収 税 額						納 付 期	6月分			10月分			2月分			(摘要)				
															7月分			11月分			3月分							
住 所							氏 名				個 人 番 号							8月分			12月分				4月分			
																			9月分			1月分				5月分		
																			変更月		月							

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	131237	受給者 番 号						特別徴収 税 額						納 付 額	6月分			10月分			2月分			(摘要)		
住				所				氏 名					個 人 番 号					7月分			11月分			3月分				
																		8月分			12月分			4月分				
																		9月分			1月分			5月分				
																		変更月		月								

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	131237	受給者 番 号											特別徴収 税 額					納 付 額	6月分			10月分			2月分			(摘要)
住 所					氏 名										個 人 番 号				7月分				11月分			3月分				
																			8月分				12月分			4月分				
																			9月分				1月分			5月分				
																			変更月		月									

特別徴収 義務者	氏 名 又 は 名 称	個人番号又は法人番号

Ⅱ.9.(2)特別徴収税額通知書（納税義務者用）

年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)																				
所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後)				主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	副業	不利益	配当	給付	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
	その他の所得計																			
総所得金額①																				
所得控除	雑損				障・寡・ひ・勤															
	医療費				配偶者															
	社会保険料				配偶者特別															
	小規模企業共済				扶養															
	生命保険料				特定親族特別															
	地震保険料				基礎															
所得控除合計②																				
(摘要)																				

年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)																				
所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後)				主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	副業	不利益	配当	給付	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
	その他の所得計																			
総所得金額①																				
所得控除	雑損				障・寡・ひ・勤															
	医療費				配偶者															
	社会保険料				配偶者特別															
	小規模企業共済				扶養															
	生命保険料				特定親族特別															
	地震保険料				基礎															
所得控除合計②																				
(摘要)																				

年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)																				
所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後)				主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	副業	不利益	配当	給付	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
	その他の所得計																			
総所得金額①																				
所得控除	雑損				障・寡・ひ・勤															
	医療費				配偶者															
	社会保険料				配偶者特別															
	小規模企業共済				扶養															
	生命保険料				特定親族特別															
	地震保険料				基礎															
所得控除合計②																				
(摘要)																				

税額	特別区民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	都民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	森林環境税額⑧				
		特別徴収税額⑨			
額	控除不足額⑩				
	既充当・既委託納付額⑪				
	既納付額⑫				
	差引納付額(⑨－⑫－⑩、⑪)				
	変更前税額⑬				
増減額(⑨－⑬)					
変更月					月

納付額		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		
3月分		
4月分		
5月分		

給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	
指定番号	宛名番号
受給者番号	氏名
住所	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(変更の場合は第321条の6)の規定によって通知します。この決定又は処分不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に区を被告として(区長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

➡個人情報保護のため、ご本人様以外にはがきないでください。
問合せ先 江戸川区役所課税課 電話 03(5662)1008・1009

税額	特別区民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	都民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	森林環境税額⑧				
		特別徴収税額⑨			
額	控除不足額⑩				
	既充当・既委託納付額⑪				
	既納付額⑫				
	差引納付額(⑨－⑫－⑩、⑪)				
	変更前税額⑬				
増減額(⑨－⑬)					
変更月					月

納付額		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		
3月分		
4月分		
5月分		

給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	
指定番号	宛名番号
受給者番号	氏名
住所	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(変更の場合は第321条の6)の規定によって通知します。この決定又は処分不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に区を被告として(区長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

➡個人情報保護のため、ご本人様以外にはがきないでください。
問合せ先 江戸川区役所課税課 電話 03(5662)1008・1009

税額	特別区民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	都民税	税額控除前所得割額④			
		税額控除額⑤			
		所得割額⑥			
		均等割額⑦			
	森林環境税額⑧				
		特別徴収税額⑨			
額	控除不足額⑩				
	既充当・既委託納付額⑪				
	既納付額⑫				
	差引納付額(⑨－⑫－⑩、⑪)				
	変更前税額⑬				
増減額(⑨－⑬)					
変更月					月

納付額		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		
3月分		
4月分		
5月分		

給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	
指定番号	宛名番号
受給者番号	氏名
住所	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(変更の場合は第321条の6)の規定によって通知します。この決定又は処分不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に区を被告として(区長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

➡個人情報保護のため、ご本人様以外にはがきないでください。
問合せ先 江戸川区役所課税課 電話 03(5662)1008・1009

Ⅱ.9.(2)特別徴収税額通知書（納税義務者用）

◎税額の計算方法

總所得金額①－所得扣除合計②＝課稅總所得金額③
課稅總所得金額③×稅率＝稅額扣除前所得割額④
稅額扣除前所得割額④－稅額扣除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境稅額⑧＝特別徵收稅額⑨
特別徵收稅額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

注1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

- 2 「税割除控除額③」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税割除控除、寄附金税割除控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
- 3 「控除不足額④」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割			
特別区民税	3,000円	都民税	1,000円
・所得割（総合課税分）			
特別区民税	6 %	都民税	4 %

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のい

醫療費控降

特定一般用医薬品等購入費—1万2千円(限度額8万8千円)

社会保険料控除等		支払金額	
		支払金額	控除額
生命保険料控除	新契約	12,000円以下るとき	全額
		12,000円超32,000円以下るとき	支払金額の1.2+6,000円
		32,000円超56,000円以下るとき	支払金額の1.4+14,000円
		56,000円超のとき	全額
	旧契約	15,000円以下るとき	28,000円
		15,000円超40,000円以下るとき	支払金額の1.2+7,500円
		40,000円超70,000円以下るとき	支払金額の1.4+14,500円
		70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）		
	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）		
地震保険料控除	保地球	50,000円以下るとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期約	5,000円以下るとき	全額
		5,000円超	支払金額の1.2+2,500円
		15,000円以下るとき	10,000円
		15,000円超のとき	支払金額の1/2
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			

障害者本人の 所得金額				扶 養 除 特 別 控 除	一般	33万円	
配偶者 控除	一般	33万円	22万円		11万円	老人	38万円
	控除	38万円	26万円		13万円		
偶 特 別 控 除	所得金額					特定	45万円
	38万円 95万円以下	33万円	22万円		11万円	同 居 老 親	45万円
	95万円 105万円以下	33万円	22万円		11万円		
	105万円 115万円以下	33万円	21万円		11万円	所得 金額	控除額
	115万円 125万円以下	26万円	18万円		9万円		
	125万円 135万円以下	23万円	14万円		7万円	58万円超 95万円以下	45万円
特 別 控 除	115万円 125万円以下	16万円	11万円		6万円	95万円超 105万円以下	41万円
	125万円 135万円以下	11万円	8万円	4万円	105万円超 115万円以下	31万円	
	135万円 145万円以下	6万円	4万円	2万円	115万円超 125万円以下	21万円	
	145万円 155万円以下	3万円	2万円	1万円	125万円超 135万円以下	11万円	
障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)				26万円 30万円 53万円	115万円超 120万円以下 125万円超 133万円以下	6万円 3万円	
寡婦控除				26万円			
ひとり親控除				30万円			
勤労学生控除				26万円			

基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円	
		2,400万円超2,450万円以下	29万円	
		2,450万円超2,500万円以下	15万円	
◎税額控除（調整控除）				
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額				
合計課税所得金額が200万円以下の者				
次の①と②のいずれかより少ない額の5%（都民税2%、特別区民税3%）に相当する金額				
① 下表の控除の種類に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額に掲げる金額を合算した金額				
② 合計課税所得金額が200万円超の者				
①と②のいずれかより少ない額を控除した金額（5万円を超える場合は5万円の5%（都民税2%、特別区民税3%）に相当する金額）				
① 下表の控除の種類に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額に掲げる金額を合算した金額				
② 合計課税所得金額が200万円を控除した金額				
控除の種類	金額	控除の種類	金額	
基礎控除	5万円	納税者本人の所得控除	900万円以下 900万円超1,000万円以下 1,000万円超	
障害者控除	普通	1万円	一般	5万円
	特別	10万円	一般	4万円
	同居特別	22万円	老人	6万円
寡婦控除	寡婦特別	1万円	扶養控除	老人 10万円 特定 18万円
	父	1万円	児童養育親等	13万円
控除	母	5万円		
勤労学生控除		1万円		

税額控除(配当控除)					
課税所得金額		1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
種 類		特別区民 住民税	特別区民 住民税	都民 住民税	都民 住民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資利益		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建証券投資利益		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税に於いて平成21年から令和7年までの入居に係る住宅等特別税額の適用を受ける場合、①から⑤を控除した金額(前年住宅等特別税額控除所得金額等)を、平成21年度分(令和7年度分)の申告に際しては、当該課税所得額等と所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額の100分の5に相当する金額を差し入れる場合は、当該金額(97,500円を限度)に7割の割合で乗じた金額(ただし、居住者が公共団体の職員等である場合を除く。)(地方税法第16条規定の適用を受ける場合は令和4年度まで)をもって、特別取得、特別増価(特別取得及び特別増価控除を含む。)又は特別特別増価控除に係る場合には、100分の5を「100万分の7」で、97,500円を「136,500円」として計算した金額とする。

① 住宅借入金等の特に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増価等に係る住宅借入金等の特に係る場合には、当該金額がなかったものと見做した金額)

② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額等適用前金額)

特別区民	3.5	都民	2.5
------	-----	----	-----

◎税額控除(配当割戻又は株式等課税所得割額の控除)

区 分	特別区民	都民
配 当 割 戻 株 式 等 課 税 所 得 割	3.5	2.5

○寄附金控(寄附金控の金額)

前年中に一度以上税務上の寄附金を出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の部位は5%、特別控除に5%に相当する金額

1 都道府県、市町村又は特別区に5千円以上の寄附金

2 住所の都道府県庁所在地または日本赤十字社の支店に対する寄附金

3 所得控除に規定した特別控除の対象となる寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所の都道府県、市町村又は特別区の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特別控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に当てて右欄の割合を乗じて得る金額は5%の2、特別区民は5%の3に相当する金額とし、加算した金額(所得控除の金額)に相当する金額を超えるときは、50%に相当する金額

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.89%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.51%
900万円超1,800万円以下	56.37%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円以上	44.05%

0円未満
(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)

90%

0円未満
(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)

地方税法に定める割合

◎税額の計算方法

總所得金額①－所得扣除合計②＝課稅總所得金額③
課稅總所得金額③×稅率＝稅額扣除前所得割額④
稅額扣除前所得割額④－稅額扣除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥÷均等割額⑦÷森林環境稅額⑧＝特別徵收稅額⑨
特別徵收稅額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

〔注〕1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

- ⑩「控除不足額」は所得割額より控除することができなかつた配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割			
特別区民税	3,000円	都民税	1,000円
・所得割（総合課税分）			
特別区民税	6%	都民税	4%
特別区民税	1.000円		

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額90万円)

社会保険料控除	支払金額	
生命保険料控除	支払金額	控除額
	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1.2+6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1.4+14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1.2+7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1.4+17,500円
	70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険及び個人年金保険料について、それぞれの上の算上により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約・旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）	
支払金額	控除額	
50,000円以下のとき	支払金額の1/2	
50,000円超のとき	25,000円	
5,000円以下のとき	全額	
5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円	
15,000円超のとき	10,000円	
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

[illegible]

基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円	
		2,400万円超4,450万円以下	29万円	
		2,450万円超2,500万円以下	15万円	
◎税額控除（調整控除）				
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額				
合計課税所得金額が200万円以下の者				
次の①と②のいずれか少ない金額の5%（都民税2%、特別区民税3%）に相当する金額				
① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額に掲げる金額を合計した金額				
② 合計課税所得金額				
合計課税所得金額が200万円超の者				
① ③の金額が②の金額を控除した金額（5万円を超える金額は5万円の5%（都民税2%、特別区民税3%）に相当する金額）				
① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額に掲げる金額を合計した金額				
② 合計課税所得金額が200万円を超過した金額				
控除の種類		金額	控除の種類	金額
基礎控除		5万円	納税者本人の基礎控除	900万円以下 900万円超1,000万円以下 1,000万円以下
	普通	1万円	一般	5万円
	特別	10万円	配偶者控除	10万円
障害者控除	同居特別	22万円	一般	5万円
			老人	10万円
家族控除	父	1万円	扶養控除	特定
	母	5万円		18万円
ひとり親控除			同居親等	13万円
勤労学生控除		1万円		

税額控除(配当控除)				
		課税所得金額		
		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分
種類		特別住民税	都民税	特別住民税
	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%
	外貨建資産以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%
	外貨建証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税控除にいて平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別税額の適用を受ける場合、令和7年までの入居に係る住宅借入金の所得税に課税所得金額等(居住年が平成28年から令和7年までの場合には、当該課税所得金額等と所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた金額)の100分の5に相当する金額を加える場合は、当該金額(97,500円を限度)として前年分において減額を申し立てることができる。居住年が令和7年から令和8年までの(減分控除適用期間)を1年規定の適用期間とする場合は令和4年度までであって、特次取得、特別次取得(特次取得及び特別次取得を指す。)又は特別次取得特次取得に係る場合は、100分の5を100分の7とし、97,500円を136,500円とする。

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特次取得等)と、住宅借入金等特別税額を加える場合には、当該金額がなかったものとみなした。

② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額等適用前金額)

特別住民税	3/5	都民税	2/5
-------	-----	-----	-----

◎税額控除(配当割戻又は株式等課税所得割戻の控除)

区分	特別住民税	都民税
配当割戻又は株式等課税所得割戻	3/5	2/5

○税額控除(寄附金控除)の特典		
前年中次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の10%は、特別地区別によりは、それぞれ次の金額に相当する金額 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所の都道府県庁長官署名又は日本赤十字の支店に対する寄附金 3 所得税法等に規定する寄附金控除の対象となる、住民の福祉の増進に資する寄附金として住所の都道府県庁、市町村又は特別区の条例で定めらるる寄附金		
ただし、1のうち、特別控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合には、その超える金額に、右表の区分に応じて右欄の割合を乗じて得る金額とを加算した金額(所得額の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)		
課税総所得金額から人的控除を調整後の所得金額	割合	
0円以上195万円以下	84.89%	
195万円超330万円以下	79.79%	
330万円超695万円以下	69.58%	
695万円超900万円以下	66.517%	
900万円超1,800万円以下	56.307%	
1,800万円超4,000万円以下	49.16%	
4,000万円超	44.055%	
0円未満 (課税総所得金額及び課税調整後所得金額を有しない場合)	90%	
0円未満 (課税総所得金額又は課税調整後所得金額を有する場合)		地方税法 に規定する割合

◎税額の計算方法

總所得金額①－所得控除合計②＝課稅總所得金額③
課稅總所得金額③×稅率＝稅額扣除前所得割額④
稅額扣除前所得割額④－稅額扣除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境稅額⑧＝特別徵收稅額⑨
特別徵收稅額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

- 3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割			
特別区民税	3,000円	都民税	1,000円
・所得割（総合課税分）			
特別区民税	6%	都民税	4%
森林環境税	1.000円		

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)

社会保険料控除		支払金額	
		支払金額	控除額
生命保険料控除	新契約	12,000円以下るとき	全額
		12,000円超32,000円以下るとき	支払金額の1.2+6,000円
		32,000円超56,000円以下るとき	支払金額の1.4+14,000円
		56,000円超のとき	全額
	旧契約	15,000円以下るとき	28,000円
		15,000円超40,000円以下るとき	支払金額の1.2+7,500円
		40,000円超70,000円以下るとき	支払金額の1.4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約・旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）		
	支払金額		控除額
地震保険料控除	保険料	50,000円以下るとき	支払金額の1/2
	地震料	50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下るとき	全額
	長期契約	5,000円超	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円以下るとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			

受給者本人の 所得金額		400万円以下	400万円超 650万円以下	650万円超	扶養 一般	33万円
配偶者 控除	一般	33万円	22万円	11万円	老人	38万円
配偶者 控除	老人	38万円	26万円	13万円	特定	45万円
所得金額		33万円	22万円	11万円	同居 老親等	45万円
配 偶 者	35万円超 60万円以下	33万円	22万円	11万円	所得 金額	控除額
偶 者	100万円超 150万円以下	31万円	21万円	11万円	58万円超 95万円以下	45万円
偶 者	150万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	95万円超 100万円以下	41万円
特 別 控 除	115万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	100万円超 105万円以下	31万円
特 別 控 除	115万円超 115万円以下	16万円	11万円	6万円	105万円超 110万円以下	21万円
特 別 控 除	115万円超 115万円以下	6万円	4万円	2万円	110万円超 115万円以下	11万円
特 別 控 除	115万円超 115万円以下	3万円	2万円	1万円	115万円超 120万円以下	6万円
障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)		26万円 30万円 33万円			120万円超 123万円以下	3万円
専属控除		26万円				
ひとり親控除		26万円				
勤労学生控除		30万円				

基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円超	43万円				
		2,400万円超2,450万円以下	29万円				
		2,450万円超2,500万円以下	15万円				
◎税額控除（調整控除）							
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額							
合計課税所得金額が200万円以下の者							
次の①と②のいずれか少ない額の5%（都民税2%、特別区民税3%）に相当する金額							
① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額に掲げる金額を合計した金額							
② 合計課税所得金額							
合計課税所得金額が200万円超の者							
③の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を超る場合は5万円の5%（都民税2%、特別区民税3%）に相当する金額）							
① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額に掲げる金額を合計した金額							
② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額							
控除の種類	金額	控除の種類	金額				
基礎控除	5万円	納税者本人の配偶者控除	900万円以下 900万円超1,000万円以下 1,000万円超				
障害者控除	特別	1万円	一般	5万円	4万円	2万円	
	普通	10万円	配偶者控除	一般	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
寡婦控除	1万円	扶養控除	特定	18万円	同居・居宅親等	13万円	
ひとり親控除	父	1万円					
	母	5万円					
勤労学生控除	1万円						

税額控除(配当控除)				
		課税所得金額		
		1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分
種 別		特別住民税	都民税	特別住民税
	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%
	外貨建証券以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%
	外貨建証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得控除に比べて平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別税額の適用を受ける場合、①前年分の所得控除(前年分の所得に係る課税所得金額等(居住年が平成28年から令和7年までの場合には、当該課税所得金額等と所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた金額(控除した額)の100分の5に相当する金額を加える場合)は、当該金額(97,500円を税額))に前年分住民税を乗じた場合と、②前年分の所得控除(前年分の所得に係る課税所得金額等(居住年が平成28年から令和7年までの場合には、当該課税所得金額等と所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた金額(控除した額)の100分の5に相当する金額を加える場合)は、100分の5)を100分の7とし、97,500円を136,500円とする。

① 前年分の所得に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増減等と②に係る住宅借入金の差が生ずる場合には、当該金額がプラスの場合は②とし、マイナスの場合は①とする。

② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額等適用前金額)

特別住民税	3/5	都民税	2/5
-------	-----	-----	-----

◎税額控除(配当割戻し又は株式等課税所得割制の控除)

区 分	特別住民税	都民税
配 当 割 戻 し		
株式等課税所得割	3/5	2/5

○税額控除(寄附金税額控除)	
前年中次に掲げる金額を支払出し、合計額(寄附金の税額控除が所得金額等の合計額の30%を超える場合には、その超過する金額に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超過する金額に相当する金額、特別地区別は2%に相当する金額 ① 都道府県、市町村又は特別区に支払う金額 ② 住所の都道府県国民教育委員会又は日本赤十字社の支社に対する寄附金 ③ 所得税法等に規定する寄附金控除の対象となる、住民の福祉の増進に資する寄附金として住所の都道府県、市町村又は特別区の条例で定めるもの	
ただし、①のうち、特別控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合には、その超過する金額に、右表の欄の区分に応じて右の欄の割合を超えてる金額に追加した金額(所得額の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)	
課税総所得金額から人々の2千円を超えて調整された金額	割合
0円以上195万円以下	84.89%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.51%
900万円超、800万円以下	56.30%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.05%
0円未満 (課税総所得金額及び課税調整所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税総所得金額又は課税調整所得金額を有する場合)	地方税法 に規定する割合

東京都江戸川区

個人特別区民税
個人都民税
森林環境税

(特別徴収分)

領収証書

619

市区町村コード		口座番号		加入者名	
131237		00110-3-960619		江戸川区会計管理者	
		指定番号		納入金額(1)	
令和 年 月分				円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
	入	退職所得分			
	金	延滞金			
	額	(2)	合計額		
納期限		令和 年 月 日			
(特別徴収義務者)		様		領収日付印	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

東京都江戸川区

個人特別区民税
個人都民税
森林環境税

(特別徴収分)

納入書(原符)

619

市区町村コード		口座番号		加入者名	
131237		00110-3-960619		江戸川区会計管理者	
		指定番号		納入金額(1)	
令和 年 月分				円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
	入	退職所得分			
	金	延滞金			
	額	(2)	合計額		
納期限		令和 年 月 日			
※ 日 計		円			
(特別徴収義務者)				領収日付印	

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

東京都江戸川区

個人特別区民税
個人都民税
森林環境税

(特別徴収分)

納入済通知書

619

市区町村コード		口座番号		加入者名	
131237		00110-3-960619		江戸川区会計管理者	
		指定番号		納入金額(1)	
令和 年 月分				円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
	入	退職所得分			
	金	延滞金			
	額	(2)	合計額		
納期限		令和 年 月 日			
取りまとめ店		ゆうちょ銀行東京貯金事務センター (〒330-9794)			
領収日付印				納	
(特別徴収義務者)					

上記のとおり通知します。(受付店→みずほ銀行小松川支店→江戸川区 東 6 1 9

[illegible]

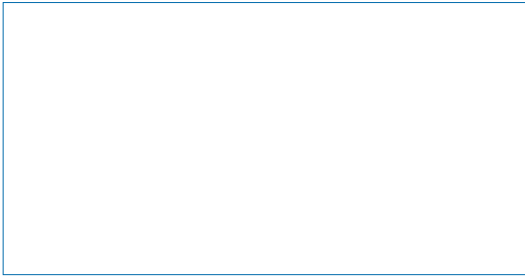
◎ 変更があった場合の記載例

市区町村コード		口座番号		加入者名	
1	3	1	2	3	7
		00110-3-960619		江戸川区会計管理者	
		指 定 番 号		納入金額(1)	
令和	△年	△月分	△	△	△
			円		
			①納入金額(1)の欄を消してください。		
納入すべき金額が生ずる納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。			給与分 (手取額)	145000	
			退職所得分	← ②正しい金額を書いてください。	
			金庫預金		
納期限			令和	△年	△月 △日
			2		
			合計額	145000 ← ③合計額を記入してください。	

◎ 納入申告書の法人番号欄には、個人事業主の個人番号を記載しないでください。

江戸川区の納入書は、年間分をまとめてお送りします。

- ◎ 納期限等が記入されていない納入書は予備の分です。
納入金額の書き誤りなどの場合に使用してください。
- ◎ 納入につきましては、次の場所でお願います。
特別区指定金融機関（区役所内派出所を含む）
特別区公金収納取扱店（銀行、信用金庫等）
東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行、各郵便局
江戸川区役所または江戸川区の各事務所
- ◎ お問い合わせは下記までお願いします。
- 江戸川区 総務部 〒132-8501 江戸川区中央1丁目4番1号
- 税額・退職等の異動について……………課税課 課税第一・第二係
TEL 03-5662-1008・1009
- 納入状況・納入方法、……………納税課 収納推進係
退職所得分の住民税について TEL 03-5662-6345



お問合せ先

〒132-8501 江戸川区中央1丁目4番1号
江戸川区 総務部 課税課
電話 03(5662)1008・1009〔直通〕
お問合せの際は以下のお問合せ番号をお伝えください。

お問合せ番号

特別区民税・都民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書

(単位：円)

▼賦課期日時点氏名・住所

通知書番号	
金融機関名	
(支店名)	
口座番号	※ 口座番号は非表示としています 振替方法
(口座名義人)	

	年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限							

▼一括で納めていただく場合

※一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

納期限	納付額	*****	*****
		*****	*****

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼今年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

年金より特別徴収される額			

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

年金より特別徴収される額			

特別区民税・都民税・森林環境税課税説明細書

(単位：円)

▼所得金額等

給 与 取 入	
公 的 年 金 等 取 入	
合 計 所 得 金 額	
繰 越 損 失 額	
総 所 得 金 額 等	

▼所得控除額

控 除 合 計	

▼扶養親族・特親該当区分

控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	特親	未成年者	特障	他障	寡婦	勤労学生

▼本人該当区分

▼算出税額	特別区民税	都民税
税 額 控 除 前 所 得 割		
所 得 割 額		
均 等 割 額		
森林環境税額		
減免額・免除額		
年税額（住民税及び森林環境税の額）		
給与・公的年金等からの特別徴収税額		
差引普通徴収税額（本年度納めていただく額）		
控除不足額		
（うち還付額）		

▼課税標準額



江戸川区 納付書(納入済通知書)

719

加入者名	江戸川区 会計管理者	口座記号 番 号	00160-5-962719	合計 金額		円
収納機 関 号		納付 番号		確認 番号		納付 区分
納期限		通知書番号		年度		期別

税額	円	延滞金	円	領 収 日 付 印
督促手数料	円	合計金額	円	
C V S 収 納 用	収納代行：N T T データ			(主管理課保管・コンビニ本部控) 東719
納税 義務 者名		指定期限		
		バーコード 使用期限		
主管課名	〒132-8501 江戸川区 納税課	電話(代表)	03(3652)1151	



江戸川区 納付書(原符)

719

加入者名	江戸川区会計管理者
口座記号番号	00160-5-962719
税額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納税義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	
主管課名	領 収 日 付 印
江戸川区 13123	
納税課 電話(代表) 03(3652)1151	
収 納 代 行 NTTデータ	

金融機関保管・コンビニ等店舗控



江戸川区 領収証書

下記のとおり領収しました。

加入者名	江戸川区会計管理者
口座記号番号	00160-5-962719
税額	円
延滞金	円
督促手数料	円
合計金額	円
納税義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	

領 収 日 付 印	主管課名
	江戸川区 13123 納税課
	お問合せ 窓口は裏面 に記載して います。
	収 納 代 行 NTTデータ

納付者保管・収入印紙不要

納付・納入場所

- 1 特別区指定金融機関(区役所内派出所を含む。)
- 2 特別区公金取納取扱店
(銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合)
※ 全国の地方税統一QRコード対応金融機関
- 3 江戸川区役所又は江戸川区の各事務所
- 4 コンビニエンスストア
(五十音順)
セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、
ニューヤマザキデイリーストア、
ファミリーマート、ポプラグループ、
ミニストップ、ローソン、MMK設置店
- 5 モバイルレジ(スマートフォン等によるネット
バンキング払い/クレジットカード払い)
- 6 楽天銀行コンビニ支払サービス
- 7 電子マネー等(詳細は区HPよりご覧ください。)
- ※ 1件(1枚)の納付金額が30万円を超える場合は、金融機関等窓口(1、2及び3)又は表面
のQRコードでお支払いください。
- ※ 各スマホアプリから表面のQRコード又は
バーコードを読み取り納付できます。ただし、
領収書は発行されません。また、コンビニエ
ンスストア等の店頭では、原則としてスマホ
アプリを利用したお支払いはできません。
- ※ クレジットカードを利用した納付の場合は、
納付額に応じ別途決済手数料が発生します。
- ※ 納付者保管及びレシートは払込の証拠になる
ため、受領後、大切に保管してください。
- ※ 取納票のコピー、バーコードの写真及びスク
リーンショットでのお支払いはできません。

詳しくは区HP
(右のQRコード)
をご覧ください。
※ QRコードは
(株)デンソーウェーブ
の登録商標です。



(問合せ先)
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
江戸川区納税課電話03(3652)1151(代表)
午前8:30～午後5:00
(土、日、祝日、休日及び年末年始を除く。)

申告期間中に申告されなかった場合、納税通知書の発行が遅れたり、課税証明書を発行できない場合があります。

給与所得の源泉徴収票、各種控除の領収書又は証明書（生命保険料、地震保険料等）は、この申告書にのり等で貼らずにご提出ください。

※ 切取り線（切離してお送りください。）

年度 特別区民税・都民税申告書

年度 特別区民税・都民税申告書										整理番号		
江戸川区長殿		現住所								業種又は職業		
		1月1日現在の住所		江戸川区						電話番号		
		フリガナ				個人番号 (マイナンバー)						
		氏名						前年中の収入について (前年1月1日～12月31日)		有	無	非課税所得※のみ
提出年月日		年	月	日								
令和		生年月日	明・大・昭 平・令	世帯主の氏名		続柄				※ 詳細については同封の手引きをご覧ください。		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料 控除 (国民年金は 証明書)	社会保険の種類				支払った保険料				P	
	合 計				MJ109					
15 生命保険料 控除 (証明書)	新生命保険料の計				旧生命保険料の計					
	MJ114	円		MJ118	円				P	
	新個人年金保険料の計				旧個人年金保険料の計					
	MJ115	円		MJ119	円				P	
16 地震保険料控除 (証明書)	介護医療保険料の計									
	MJ113	円								
17 地震保険料控除 (証明書)	地震保険料の計				旧長期損害保険料の計					
	MJ121	円		MJ122	円				P	
17～19 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還				☐ ひとり親控除 (学校名)		☐ 勤労学生控除 (証明書)			
20 障害者控除 (証明書等)	1	フリガナ 氏名			障害の 程度	身体 / 精神 愛の手帳 / その他		級 度		
		個人番号 (マイナンバー)						普・特・同特		
	2	フリガナ 氏名			障害の 程度	身体 / 精神 愛の手帳 / その他		級 度		
		個人番号 (マイナンバー)						普・特・同特		
21～22 配偶者控除・ 配偶者特別 控除・同一 生計配偶者	配偶者	フリガナ 氏名			生年月日	明・大 昭・平	・	・		
		個人番号 (マイナンバー)			配偶者の 合計所得金額	MJ130			P	
23 24 扶養控除・ 特定親族特 別控除	1	フリガナ 氏名	生年月日	明・大 昭・平	・	・	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄 特親	
		個人番号 (マイナンバー)					控除額	万円		
	2	フリガナ 氏名	生年月日	明・大 昭・平	・	・	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄 特親	
		個人番号 (マイナンバー)					控除額	万円		
	3	フリガナ 氏名	生年月日	明・大 昭・平	・	・	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄 特親	
		個人番号 (マイナンバー)					控除額	万円		
	4	フリガナ 氏名	生年月日	明・大 昭・平	・	・	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄 特親	
		個人番号 (マイナンバー)					控除額	万円		

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族 (控除対象)	1	フリガナ 氏名	生年月日	平・令	・	・	同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄
		個人番号 (マイナンバー)							
	2	フリガナ 氏名	生年月日	平・令	・	・	同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄
		個人番号 (マイナンバー)							
	3	フリガナ 氏名	生年月日	平・令	・	・	同居・別居の区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄
		個人番号 (マイナンバー)							

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号（マイナンバー）、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

⑦ 雑損扣除 (証明費、領収書等)	損害の原因		損害年月日	損害を受けた資産の種類	
	損害金額		保険金等で補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
	MJ103	円	MJ104	円	MJ105
⑧ 医療費扣除 (明細書)	支払った医療費等		保険金等で補填される金額		
	MJ107	円	MJ108	円	

以下は記入しないでください。

受付	免・障・在・個・()	入力	再審	扶養特定	資料	納通発送
----	-------------	----	----	------	----	------

控除対象配偶者				特定扶養 内	老人扶養 内	その他扶養	16歳未満 調整23未	障害扶養		未成年 特除	本人障害 特除 並除		寡婦	ひ親	勤学	寄居者 配 其他	申告区分	本人専任						
								特別	普		特除	並除												
無	控	老	同	人	人	人	人	人	内	人	人	特	普	亡	離	不	未			有	青	白	青	白

修正／別紙／資別保管	給与・年金・雑（業務・その他）	小規模・社保・医療（明・通）・セ・生保・地震・障害・寄附・内訳	番号・本人
------------	-----------------	---------------------------------	-------

1	事業	営業等	ア		円	
		農 業	イ			
			不動産	ウ		
			利 子	エ		
			配 当	オ		
			給 与	カ		
	雑		公的年金等	キ		
			業 務	ク		
総合譲渡		その他	ケ			
		短 期	コ			
		長 期	サ			
		一 時	シ			
2	事業	営業等	①			
		農 業	②			
			不動産	③		
			利 子	④		
			配 当	⑤		
			給 与	⑥		
	雑		公的年金等	⑦		
			業 務	⑧		
			その他	⑨		
			合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩		
			総合譲渡・一時	⑪		
			合 計	⑫		
4		社会保険料控除	⑬			
	小規模企業 共済等掛金控除 (証明書)	⑭				
		生命保険料控除	⑮			
		地震保険料控除	⑯			
		寡婦、ひとり親控除	17～ 18			
		勤労学生、障害者控除	19～ 20			
		配偶者(特別)控除	21～ 22			
		扶養控除	23			
		特定親族特別控除	24			
		基礎控除	25			
		⑬から⑳までの計	26			
		雑損控除	27			
		医療費控除	28			
	合計 (26+27+28)	29				

※ **オレンジ色** の欄には記入しないでください。

地方税法附則第4条の5の規定（セルフメディケーション）の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和 年4月1日
において65歳未満の方は給与所得以外）の特別区民税・
都民税の納税方法

☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号（マイナンバー）」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

[illegible]

